陳　情　文　書　表

（保健福祉局）

受理番号	４９０１～４９９４	受理年月日	令和８年10月20日、22日
件　名	敬老乗車証制度の改善		
要　旨	高齢化社会における市民の宝が敬老乗車証制度である。半世紀以上にわたって利用されてきた同制度は、高齢者に敬老の意を表し、高齢者が様々な社会活動に参加し生きがいづくりに役立てることを目的として創設された生きがい対策・福祉制度である。 2022年、京都市は、財政困難を口実にして敬老乗車証制度を改悪（交付開始を70歳から段階的に75歳に、総所得７００万円以上は不交付に、利用者負担金を３から4.5倍に）した。その結果、敬老回数券を合わせても2025年10月の交付率は、34.76パーセントに激減した。従来の敬老乗車証の交付者数は最高時の2020年14万9,611人から８万6,815人へと６万3,000人、42パーセントも減らしている。 京都市の当初の見込みでは、2025年度の対象者は30万7,000人、交付者は18万4,000人、交付率は59.9パーセントであった。その見込みも大きく下回っている。経過措置が終了し、制度完成時の2032年度の見込みは、対象者は26万3,000人、交付者は15万8,000人、交付率は60パーセントである。現状の交付率34.76パーセントで推移するならば、交付者は９万1,500人で、当初見込みの57.8パーセントにとどまることになる。 見通しどおりに進んでいない原因は、利用者の負担金を３から4.5倍にしたことである。これが制度離れを引き起こした最大の原因と断言しても過言ではない。本来、敬老乗車証は、高齢者の社会活動、健康・介護予防、経済活動にも大きなプラスをもたらすすばらしい制度である。 京都市は、敬老乗車証制度改悪の口実に財政困難、持続可能な制度にするためと言ってきたが、京都市財政は５年連続の黒字であり、制度の改善は可能と考える。福祉の向上の心を少しでも持っているならば、京都市として、敬老乗車証制度をもう一度見直すべきではないだろうか。 ついては、制度を以下のとおり改善し、本来の目的として利用できるよう願う。 １　利用者負担を2021年度基準にすること。 ２　交付開始年齢を70歳にすること。 ３　交付に当たっての所得制限は撤廃すること。		
陳情者			
回付委員会	環境福祉委員会		